|  |
| --- |
| **２０６４．貨物情報切替登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＣＨＧ | 貨物情報切替登録 |

１．業務概要

当初海上貨物として輸出予定であった貨物について、航空機に搭載する場合、海上貨物から航空貨物へ切り替える旨をシステムに登録する。

本業務により、切り替えが可能な貨物は、以下のとおりである。

①海上貨物としてシステムにより輸出等許可された貨物で、１ヶ所の保税地域に全量蔵置されている貨物。

②海上貨物として船卸された仮陸揚貨物で、１ヶ所の保税地域に全量蔵置されている貨物。

また、登録した切替情報は、本業務により「貨物情報切替確認登録（ＣＨＨ）」業務までの間、任意に訂正及び取り消しができる。

なお、後続のＣＨＨ業務が実施された時点で、海上貨物から航空貨物への切り替えが行われる。

また、本業務で作成された航空貨物に対して、「混載仕立情報登録（ＨＤＦ０１）」業務等で更新等を行う場合は、「一括搬入確認登録（ＢＩＬ０１）」業務実施後に行う必要がある。

２．入力者

通関業、保税蔵置場、ＣＹ、ＮＶＯＣＣ、海貨業

３．制限事項

なし

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②保税蔵置場またはＣＹが行う場合は、入力者が管理する保税蔵置場またはＣＹに蔵置されていること。

③訂正及び取り消しの場合は、貨物情報ＤＢに登録されている貨物情報切替登録者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）貨物情報ＤＢチェック（海上）

入力された貨物管理番号について以下のチェックを行う。

（Ａ）貨物管理番号に対する貨物情報ＤＢが存在すること。

（Ｂ）輸出貨物、積戻し貨物または仮陸揚貨物のいずれかであること。

（Ｃ）輸出貨物または積戻し貨物の場合は、以下のチェックを行う。

①システムにより輸出等許可済となった貨物であること。

②「輸出許可内容変更申請事項登録（ＥＡＡ）」業務等で航空貨物への変更が行われていること。

③輸出許可内容変更申請承認済みであること。

（Ｄ）貨物手作業移行されていないこと。

（Ｅ）１ヶ所の保税蔵置場またはＣＹに全量蔵置されていること。

（Ｆ）蔵置場所がシステムに参加している保税地域であること。

（Ｇ）コンテナ詰貨物でないこと。

（Ｈ）「貨物取扱登録（改装・仕分け）（ＳＨＳ）」業務により仕分親となっていないこと。

（Ｉ）貨物取扱許可申請中でないこと。

（Ｊ）見本持出許可申請中でないこと。

（Ｋ）訂正保留中でないこと。

（Ｌ）保税運送申告中でないこと。

（Ｍ）保税運送承認済みの場合は、承認に係る運送が完了していること。

（Ｎ）他所蔵置許可申請中でないこと。

（Ｏ）「許可・承認等情報登録（保税）（ＰＳＨ）」業務により以下の登録がされていないこと。

・亡失届受理

・滅却承認

・現場収容

・税関内収容

・その他の搬出承認

（Ｐ）貨物差止め登録がされていないこと。

（Ｑ）事故貨物の場合は、税関による事故確認登録がされていること。

（Ｒ）登録の場合、ＣＨＧ業務が行われていないこと。

（Ｓ）訂正及び取り消しの場合、ＣＨＧ業務が行われていること。

（Ｔ）訂正及び取り消しの場合、ＣＨＨ業務が行われていないこと。

（４）輸出貨物情報ＤＢチェック（航空）

　（Ａ）登録の場合

　　　　入力されたＡＷＢ番号に対する輸出貨物情報ＤＢが存在しないこと。

　（Ｂ）訂正及び取消しの場合

①入力されたＡＷＢ番号に対する輸出貨物情報ＤＢが存在すること。

②本業務により作成された貨物であること。

③保税運送申告されていないこと。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）貨物情報ＤＢ処理（海上）

入力された貨物管理番号について以下の処理を行う。

（Ａ）登録の場合、海上貨物から航空貨物へ切替登録された旨を登録する。

（Ｂ）取消しの場合、海上貨物から航空貨物へ切替登録された旨を取り消す。

（３）輸出貨物情報ＤＢ処理（航空）

入力されたＡＷＢ番号について以下の処理を行う。

（Ａ）登録及び訂正の場合

①ＡＷＢ番号が輸出貨物情報ＤＢに存在する場合、海上貨物から航空貨物へ切替登録された情報を更新する。

②ＡＷＢ番号が輸出貨物情報ＤＢに存在しない場合、輸出貨物情報を作成し、海上貨物から航空貨物へ切替登録された情報を登録する。

（Ｂ）取消しの場合

①海上貨物から航空貨物へ切替登録された情報を取り消す。

②本業務により作成された貨物の場合は、輸出貨物情報を削除する。

（４）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 貨物切替通知情報 | 登録または訂正の場合 | 入力者 |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）登録または訂正の場合  （２）保税地域の管理者と入力者が異なる場合 | 保税蔵置場、ＣＹ |
| 貨物切替取消通知情報 | 取消しの場合 | 入力者 |
| 以下の条件をすべて満たすとき、出力する  （１）取消しの場合  （２）保税地域の管理者と入力者が異なる場合 | 保税蔵置場、ＣＹ |

７．特記事項

本業務が行われた場合、当該貨物に対して、「貨物情報切替登録呼出し（ＣＨＧ１１）」業務、「貨物情報切替確認登録呼出し（ＣＨＨ１１）」業務、ＣＨＨ業務及び「貨物情報照会（ＩＣＧ）業務」以外の海上業務は実施不可となるので留意すること。